

女性活躍のための施設整備助成金 整備費助成コース支給要綱

令和 8 年 4 月 1 日付 8 東し企雇第 1 4 8 号

(目 的)

第 1 条 女性活躍のための施設整備助成金整備費助成コース（以下「助成金」という。）は、女性が活躍できる選択肢が広がるよう、女性専用の職場環境整備に取り組む都内の中小企業等を対象に、その取組に係る経費助成を行い企業等の職場環境整備を推進することを目的とする。

(通 則)

第 2 条 公益財団法人東京しごと財団（以下「財団」という。）が実施する助成金の支給に関しては、この要綱の定めるところによる。

(定 義)

第 3 条 この要綱における定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 企業等

企業等とは、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 号に規定する会社、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 3 条第 2 項に規定する特例有限会社、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）第 22 条又は第 163 条の規定により成立した法人、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 46 条の規定により設立された医療法人又は個人事業主をいう。

(2) 中小企業等

中小企業等とは、支給申請日時点において中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条に規定する中小企業者、あるいは、常時雇用する労働者の数が 300 人以下の企業をいう。

(3) 常時雇用する労働者

常時雇用する労働者とは、雇用契約の形態を問わず、以下のア又はイのいずれかに該当する者をいう。

ア 期間の定めなく雇用されている者

イ 一定の期間を定めて雇用されている者であって、過去1年以上の期間について引き続き雇用されている者又は雇入れの時から1年以上引き続き雇用されると見込まれる者。

(4)「女性の活躍推進等職場環境整備助成金」とは、平成28～29年度の間財団が実施した下記の事業をいう。

助成事業	内容説明	
女性の活躍推進事業	女性の採用・職域拡大を目的とした設備等の整備	
多様な勤務形態の実現事業	①	在宅勤務、モバイル勤務、リモートワーク等を可能とする情報通信機器等の導入による多様な勤務形態の実現のための環境整備
	②	・介護を理由とした休業等に伴う代替要員の配置 ・育児、介護を理由とする短時間勤務制度利用に伴う人員補充

(5)「テレワーク活用・働く女性応援助成金」とは、平成30年度から令和元年度の間財団が実施した下記の事業をいう。

助成事業	内容説明	
女性の活躍推進事業	女性の新規採用・職域拡大を目的とした設備等の整備	
テレワーク活用推進事業	<テレワーク機器導入事業> 在宅勤務、モバイル勤務等を可能とする情報通信機器等の導入によるテレワーク環境の整備	
	<サテライトオフィス利用事業> サテライトオフィスでのテレワーク導入に伴う民間サテライトオフィスの利用	

(6)「【テレワーク活用・働く女性応援事業】女性の活躍推進助成金」とは、令和2年度から財団が実施している下記の事業をいう。

助成事業	内容説明	
女性の活躍推進事業	女性の新規採用・職域拡大を目的とした設備等の整備	

(助成対象事業者の要件)

第4条 この要綱において、本助成金の対象とする事業者（以下「助成対象事業者」という。）は、中小企業等であって、次の各号を全て満たしている者とする。

- (1) 都内で事業を営む企業等であること。
- (2) 都内に勤務している常時雇用する労働者が2名以上の事業者であること。

なお、都内に勤務する常時雇用する労働者のうち1名は、6か月以上継続

して雇用していること。

- (3) 東京都政策連携団体の指導監督等に関する要綱（平成 31 年 3 月 19 日付 30 総行革監第 91 号）に規定する東京都政策連携団体、事業協力団体又は東京都が設立した法人でないこと。
- (4) 過去 5 年間に重大な法令違反等がないこと。
- (5) 労働関係法令について、次のアからカを満たしていること。
 - ア 従業員に支払われる賃金が、就労する地域の最低賃金額（地域別、特定（産業別）最低賃金額）以上であること。
 - イ 固定残業代等の時間当たり金額が時間外労働の割増賃金に違反していないこと、また固定残業時間を超えて残業を行った場合は、その超過分について通常の時間外労働と同様に、割増賃金が追加で支給されていること。
 - ウ 法定労働時間を超えて労働者を勤務させる場合は、「時間外・休日労働に関する協定（36 協定）」を締結し、遵守していること。
 - エ 労働基準法に定める時間外労働の上限規制を遵守していること。
 - オ 労働基準法第 39 条第 7 項（年次有給休暇について年 5 日を取得させる義務）に違反していないこと。
 - カ 前記以外の労働関係法令について遵守していること。
- (6) 厚生労働大臣の指針に基づき、ハラスメントを防止するための措置をとっていること。
- (7) 都税の未納がないこと。
- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第 13 項に規定する接客業務受託営業及びこれらに類する事業を行っていないこと。
- (9) 暴力団員等（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「条例」という。）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。）、暴力団（同条第 2 号に規定する暴力団をいう。）及び法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が暴力団員等に該当する者でないこと。
- (10) 就業規則を作成して労働基準監督署に届出を行っていること。

（※常時 10 人以上の労働者を雇用している使用者）

(11) 企業名並びに助成事業の内容及び成果等について、財団又は東京都が好事例として公表することに同意できること。

(12) 財団及び東京都事業についての情報提供を受けることに同意していること。

2 その他、財団理事長（以下「理事長」という。）が適当でないと判断した場合は本助成金の対象外とすることができる。

（助成事業及び助成対象経費等）

第5条 助成事業は、働く女性の職場環境整備のために助成対象事業者が実施する「働く女性のための施設整備改善事業」とする。

2 前項の助成事業の内容は女性が活躍できる選択肢を広げることを目的とした設備の整備とする。

3 助成事業の実施期間は、支給決定後、別途募集要項に定める期間とする。

4 助成対象経費は、助成対象事業者が助成事業を実施するために必要な経費であって、別表 1-1 及び別表 1-2 に掲げるもののうち、理事長が必要かつ適当と認めるものについて、予算の範囲内において支給する。

5 前項の助成対象経費の算定にあたり、助成事業の実施において寄付金その他の収入が生じる場合は、実支出額から当該収入額を差し引くものとする。

6 別表 1-1（第5条関係）助成対象経費とは、助成対象事業者が都内で実施する助成事業に要する必要最小限の経費とし、社会通念上適正な価格で取引されたものとする。

7 都内の活動拠点に付随する場所で使用するトイレカー、レストカーについては、東京都に隣接する県（埼玉県・千葉県・神奈川県・山梨県に限る）にあり、助成対象事業者の職場環境改善において必要と理事長が判断した場合のみ、例外的にその付随する場所を対象とする。

8 支給申請日時点で、助成対象となる設備等の整備を行う事業所に勤務する常時雇用する労働者のうち女性が1名以上在籍（休業中も含む）している又は女性が在籍していない場合は新たに女性を採用予定の事業者であること。

なお、新たに女性を採用予定の事業者においては、支給申請日から実績報告日までの間、採用目標に達するまで募集を継続して実施すること。

9 助成対象となる設備等は、原則として、助成対象事業者が雇用する労働者等の専用施設とする。なお、助成対象事業者による営利目的・サービスの提

供等と判断される場合は助成対象外とする。

- 10 助成対象となる設備等は、女性専用で使用するもの及び当該設備等が機能するために不可欠な付随設備等とし、明確に女性専用であることがわかるようにすること。
- 11 トイレカーとは、原則として、特種用途自動車（糞尿車）登録された自走により移動可能な移動設置型トイレで、車両とトイレ設備が一体化したものとす。
- 12 レストカーとは、原則として、特種用途自動車登録された自走により移動可能な休憩車で、車両内部に休憩スペース、更衣室機能、トイレ機能等を備えたものとする。
(車両とトイレ設備・機能が一体化していなくてもレストカーとして認める場合がある。)
- 13 整備とは、新設工事又は改修工事（トイレカー及びレストカーの場合は新車の購入・車両登録）を行うことをいう。
- 14 助成対象は、原則として整備対象の事業所に勤務する常時雇用する女性労働者の人数に必要な数（新たに女性を採用予定の事業者においては、新規採用予定の人数に必要な数）の物品の購入又は工事に係る経費とし、設置する設備、購入する物品は必要最小限とする。

(助成額及び助成率等)

第6条 助成金の支給額は、一助成対象事業者に対し以下のとおりとする。

助成金の上限	助成率
500万円	3分の2

- 2 算出した助成金の額に千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。

(助成対象期間)

第7条 助成金の助成対象期間は、令和8年6月25日から令和10年3月31日まで、又は東京都の出えん金により財団が創設した基金の予算の全額が執行された日のいずれか早い時点までとする。

(支給申請)

第8条 助成金の支給申請を行おうとする助成対象事業者（以下「申請企業等」という。）は、事業計画書兼支給申請書（様式第1号）、誓約書（様式第2号）

を理事長に提出しなければならない。

なお、支給申請は、1申請企業等につき1会計年度1回限りとする。

- 2 同一の代表者が複数の事業者を所有する場合は、その事業者を前項における同一申請企業とみなす。
- 3 当該申請にあたっての提出書類は、別途募集要項に定める。
- 4 別表 1-1 (第 5 条関係) 助成金対象経費における「トイレカー購入費用」「レストカー購入費用」を申請した企業は、当該年度の「リース費用助成コース」の申請はできないものとする。
- 5 支給申請は、別途募集要項に定める支給申請の期限日又は都の出えん金により財団が創設した基金の予算の全額が執行された日のいずれか早い時点までとする。

(支給決定)

第 9 条 理事長は、前条により申請企業等から申請があった場合は、その内容を審査の上、次の各号のとおり支給決定又は不支給決定を行う。

- (1) 審査の上、適当と認められるときは、速やかに支給決定を行い、支給決定通知書(様式第 3-1 号)により、当該支給決定の内容及びこれに付した条件について、当該申請企業等(以下「助成対象事業者」という。)に通知する。なお、支給決定額を助成金支給額の上限とする。
- (2) 審査の上、適当と認められないときは、速やかに不支給決定を行い、不支給決定通知書(様式第 3-2 号)により、当該不支給決定の内容及び理由について、当該申請企業等に通知する。

(申請の撤回)

第 10 条 申請企業等は、支給申請後に申請を撤回しようとするときは、遅滞なく支給申請撤回届出書(様式第 4 号)を理事長に提出しなければならない。

- 2 理事長は、第 9 条の規定により支給決定の通知をする場合において、助成対象事業者が支給決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、当該通知受領後 14 日以内に申請の撤回をすることができる旨を通知する。
- 3 助成対象事業者から申請の撤回があった場合は、当該申請に係る助成金の支給決定はなかったものとみなす。

(事業計画の変更)

第11条 助成対象事業者は、第8条により提出した事業計画を変更する場合は、変更承認申請書(様式第5号)を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の事業計画を変更する場合は、次の各号に該当する場合をいう。

(1) 助成対象事業者の名称、所在地、代表者を変更する場合

(2) 取組内容の一部を変更する場合

3 前項の規定にかかわらず、第2項第1号において、登記簿等が必要な内容については登記簿等取得後に申請することができる。

4 理事長は、第1項により変更承認申請書(様式第5号)が提出された場合において、内容を審査し、変更承認通知書(様式第6-1号)又は変更不承認通知書(様式第6-2号)により、当該助成対象事業者に通知する。ただし、前項第1号に該当する場合は、変更承認申請書の写しに收受日付印を押印のうえ通知する。

(助成金対象事業の中止)

第12条 助成対象事業者は、第8条により提出した取組内容に記載したすべての事業を中止する場合及び助成事業実施予定期間内に実施しない場合は、中止届出書(様式第7号)を理事長に提出しなければならない。

(債権譲渡の禁止)

第13条 助成対象事業者は、第9条に基づく支給の決定によって生じる権利の全て又は一部を理事長の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

(立入調査)

第14条 理事長は、助成事業の状況及び経費の収支等について、関係職員に立入調査をさせることができる。

(実績報告)

第15条 助成対象事業者は、助成事業が完了したときは、実績報告書(様式第8号)等を作成し、原則として事業完了後一か月以内に理事長に提出しな

ればならない。

2 当該実績報告における提出書類は、別途募集要項に定める。

(助成金の額の確定)

第 16 条 理事長は、前条により実績報告書の提出を受けた場合は、当該報告に係る助成事業の実績結果が支給決定の内容及びこれに付した条件等に適合するものであるかを審査し、必要に応じて現地調査等を行い、適合すると認めるときは、支給すべき助成金の額を確定し、助成額確定通知書（様式第 9 号）により、当該助成対象事業者に速やかに通知する。

(是正のための措置)

第 17 条 理事長は、前条による実績報告の審査又は現地調査等により、助成事業の成果等がこの支給要綱の内容及び支給決定の際に付した条件等に適合しない事実が明らかになった場合には、これに適合させるために必要な措置を命ずることができる。

(助成金の経理等)

第 18 条 助成対象事業者は、助成事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を支給決定のあった日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

(取得財産の管理)

第 19 条 助成対象事業者は、助成事業により取得し、又は効用が増した財産（以下「取得財産」という。）を適切に管理し、助成事業の完了後も、助成金の支給の目的に従いその効率的運用を図らなければならない。

2 助成対象事業者は取得財産について、固定資産として計上するなど関係法令等に基づき適切な会計処理を行わなければならない。

(財産の処分の制限)

第 20 条 助成対象事業者は、取得財産等について、助成事業完了後から 5 年間又は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）を経過する日のいずれか遅い日まで保存しなければならない。

- 2 助成対象事業者は、取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の取得財産等を他の用途に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し又は債務の担保に供しようとする（以下、「取得財産等の処分」という。）ときは、あらかじめ財産処分申請書（様式第 10 号）による申請により理事長の承認を受けなければならない。ただし、当該取得財産等が、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める期間を経過したものについてはこの限りではない。
- 3 理事長は、前項の規定により承認した取得財産等の処分により助成対象事業者が収入を得たときは、その収入の全部又は一部を財団に納付させることができる。

（助成金の支払）

- 第 21 条 助成対象事業者は、第 16 条により通知を受けた場合において、助成金の支払を受けようとするときは、助成金請求書兼口座振替依頼書（様式第 11 号）及び印鑑証明書（※発行日から 3 か月以内のもの）を理事長に提出しなければならない。
- 2 理事長は、前項により助成金の支払の請求があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに支払うものとする。
 - 3 助成金は確定払いとする。

（支給決定の取消し）

- 第 22 条 理事長は、助成対象事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の支給決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの支給決定の内容若しくはこれに付けた条件を変更することがある。なお、不正の内容、申請者及びこれに協力した関係者等について公表を行うことがある。
- （1）偽りその他不正の手段により助成金の支給を受けたとき、又は受けようとしたとき。
 - （2）助成金を他の用途に使用したとき、又は使用しようとしたとき。
 - （3）助成金支給決定内容又はこれに付した条件その他法令等に違反したとき。
 - （4）廃業及び倒産等により助成事業の実施が客観的に不可能となったとき。
 - （5）助成対象事業者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至つ

たとき。

(6) 申請の要件に該当しない事実が判明したとき。

(7) その他の補助金等の支給の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこの要綱等に基づく命令に違反したとき。

2 前項の規定は、助成事業について支給すべき助成金の額の確定があった後においても適用する。

(助成金の返還)

第 23 条 理事長は、前条の規定により助成金の支給決定の全部又は一部を取り消した場合において、助成事業の当該取消しに係る部分に関し、既に助成対象事業者に助成金が支払われているときは、期限を付してその返還を命じる。

2 前項の助成金の返還期限は、当該返還を命令された日から起算して 20 日以内とし、返還に係る手続は、所定の納付書によりその期日及び場所を指定して行う。

(違約加算金及び延滞金の納付)

第 24 条 理事長が第 22 条の規定により助成金の支給決定の全部又は一部を取り消した場合において、前条の規定により助成金の返還を命じたときは、助成対象事業者は、当該命令にかかる助成金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、当該助成金の額（一部を納付した場合におけるその後の期間については、既返還額を控除した額）につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

2 理事長が助成金の返還を命じた場合において、助成対象事業者が定められた納期日までにこれを納付しなかったときは、助成対象事業者は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

3 前 2 項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間については 365 日の割合とする。

(違約加算金の基礎となる額の計算)

第 25 条 前条第 1 項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、助

成対象事業者の納付した金額が返還を命じた助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた助成金の額に充てる。

(延滞金の基礎となる額の計算)

第 26 条 第 24 条第 2 項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた助成金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の基礎となる未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(各種助成金等との併給調整)

第 27 条 理事長は、助成対象事業者が以下の各号に該当する場合は、助成金の当コースにおける女性専用設備費等の整備費助成の併給を認めないものとする。

※別表 1 - 1 (第 5 条関係) 助成対象経費との併給を認めないものとする。

- (1) 第 3 条第 1 項第 4 号に規定する、女性の活躍推進等職場環境整備助成金のうち女性の活躍推進事業の助成金を受給した場合。
- (2) 第 3 条第 1 項第 5 号に規定する、テレワーク活用・働く女性応援助成金のうち女性の活躍推進事業の助成金を受給した場合。
- (3) 第 3 条第 1 項第 6 号に規定する、【テレワーク活用・働く女性応援事業】女性の活躍推進助成金の女性の活躍推進事業の助成金を受給した場合。
- (4) 助成金の支給事由と同一の事由により支給要件を満たすこととなる各種助成金のうち、国、都又は区市町村が実施するもの(国、都又は区市町村が他の団体等に委託して実施するものを含む。)を受給する又は受給した場合。

(非常災害の場合の措置)

第 28 条 非常災害等による被害を受け、事業の遂行が困難となった場合の助成対象事業者の措置については、理事長が指示するところによる。

(義務の承継)

第 29 条 助成対象事業者が助成事業及びその成果に基づく事業の運営を、新たに設立する会社等に承継させる場合、支給の決定に定める義務等は承継後の

会社等に適用があるものとし、助成対象事業者はそのために必要な手続きを行わなければならない。

(その他)

第 30 条 助成金の支給に関するその他必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 - 1 (第 5 条関係) 助成対象経費

助成事業	助成対象経費
<p>働く女性のための施設整備改善事業 (整備費助成コース)</p>	<p>助成対象経費は、助成対象事業者が助成対象となる事業所において、女性が活躍できる選択肢を広げることが目的とした設備の整備にかかる経費を対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トイレ ※一定の条件のもと、性別に関わらず使用できるトイレも助成対象(個室1つのみ) ・更衣室 ・休憩室 ・シャワー室 ・洗濯機 ・洗面所 ・仮眠室 ・授乳室(子ども連れで出勤した場合の授乳・オムツ替え等で一時的に使用するスペース) ・ロッカー(原則、女性更衣室内に設置するもの) ・仮設トイレ ・工事現場等で使用するトイレカー購入費用 ・工事現場等で使用するレストカー購入費用 等

※ 助成対象経費は、助成対象事業者が支給決定日以後に新たに組み込んだ事業に要した経費とし、支給決定日前に取組みがあったもの及び支出があったものは含まない。

別表 1 - 2 (第 5 条関係) 助成対象経費の科目

科 目	内容説明
工事請負費	工事費、物品等の設置費 等
消耗品費	物品購入費 等 ※税込単価 10 万円未満のもの
役務費	便器の運搬費 等
購入費	仮設トイレ本体費 トイレカー、レストカーの車両本体費